

問題6 行政不服審査法上の執行停止に関する次のア～オの記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 審査庁が執行停止をする場合において、処分の執行の停止は、処分の執行の停止以外の措置によって目的を達することができるときは、することができない。
- イ 執行停止の申立てがあったとき、又は最上級行政庁から執行停止をすべき旨の意見書が提出されたときは、審査庁は、速やかに、執行停止をするかどうかを決定しなければならない。
- ウ 処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、当該処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置をとることができる。
- エ 処分庁の上級行政庁又は処分庁のいずれでもない審査庁は、職権で執行停止をすることはできない。
- オ 執行停止の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、常に、執行停止をしなければならない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・オ
- 3 イ・ウ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問題7 行政不服審査法上の再調査に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 再調査の請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過したときは、することができない。
- 2 処分庁が再調査できる旨の教示をせずに、再調査の請求ができる処分を行い、当該処分について審査請求がなされた場合、審査庁は職権で審査請求書又は審査請求録取書を処分庁に送付することができる。
- 3 行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合なら、当然に当該処分に不服がある者は、処分庁に対して再調査の請求をすることができる。
- 4 再調査の請求をした場合、審査請求をするには、必ず当該再調査の請求についての決定を経る必要がある。
- 5 再調査の請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、処分庁は、決定で、当該再調査の請求を棄却する。